

新潟県条例第19号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年新潟県条例第42号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(減給の効果) 第4条 減給は、6月以下の期間、給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。	(減給の効果) 第4条 減給は、6月以下の期間、給料の月額の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給料表の種類及び適用範囲) 第6条 (略) 2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、第39条、 <u>第39条の2</u> 及び附則第5項に規定する職員以外の <u>全ての</u> 職員に適用する。  (臨時職員等の給与等) 第39条 職員のうち新潟県職員定数条例(昭和24年新潟県条例第36号)第1条及び新潟県地方警察職員定員条例(昭和29年新潟県条例第24号)第2条に規定する職員(以下この条において「定数内職員」という。)以外の臨時又は非常勤の職員(短時間勤務職員及び次条に規定する職員を除く。)の給与については、 <u>定数内職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。</u>  第39条の2 <u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には、報酬を支給するとともに通勤に係る費用を弁償する。また、その者の任用期間、勤務時間等を考慮し、期末手当を支給することができる。</u> 2 <u>前項の規定による報酬は、日額とする。ただし、任命権者が必要と認める場合は、月額で支給することができる。</u> 3 前項に規定するもののほか、第1項の規定によ	(給料表の種類及び適用範囲) 第6条 (略) 2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、第39条及び附則第5項に規定する職員以外の <u>すべての</u> 職員に適用する。  (臨時職員等の給与等) 第39条 職員のうち新潟県職員定数条例(昭和24年新潟県条例第36号)第1条及び新潟県地方警察職員定員条例(昭和29年新潟県条例第24号)第2条に規定する職員(以下この条において「定数内職員」という。)以外の臨時又は非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。 <u>次項において同じ。</u> )の給与については、 <u>定数内職員に係る定めを超えない範囲内において、任命権者が別に定める。</u> 2 <u>定数内職員以外の非常勤の職員の通勤に係る費用弁償については、定数内職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内において、任命権者が別に定める。</u>  (恩給を受給しながら常時勤務する職員の給与) 第39条の2 <u>恩給を受給しながら常時勤務する職員の、初任給及び昇給等の基準については、部内の職員との均衡を考慮して、任命権者が別に定めることができる。</u>

る給与及び費用弁償については、常勤の職員との  
権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が  
 別に定める。

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

**第3条** 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(給料表の種類及び適用範囲)	(給料表の種類及び適用範囲)
<b>第5条</b> (略)	<b>第5条</b> (略)
2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第40条の5、 <u>第41条及び附則第3項</u> に規定する職員以外の <u>全ての職員</u> に適用する。	2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第40条の5及び附則第3項に規定する職員以外の <u>すべての職員</u> に適用する。
(臨時職員等の給与等)	(臨時職員等の給与)
<b>第40条の5</b> 職員のうち新潟県市町村立学校職員定数条例（昭和27年新潟県条例第8号）第1条に規定する職員（以下この条において「定数内職員」という。）以外の臨時又は非常勤の職員（短時間勤務職員及び次条に規定する職員を除く。）の給与については、 <u>定数内職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、</u> 県教育委員会が知事と協議して定める。	<b>第40条の5</b> 職員のうち新潟県市町村立学校職員定数条例（昭和27年新潟県条例第8号）第1条に規定する職員（以下この条において「定数内職員」という。）以外の臨時又は非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）の給与については、 <u>定数内職員に係る定めを超えない範囲内において、</u> 県教育委員会が知事と協議して定める。
<b>第41条</b> <u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には、報酬を支給するとともに通勤に係る費用を弁償する。また、その者の任用期間、勤務時間等を考慮し、期末手当を支給することができる。</u>	<b>第41条</b> <u>恩給を受給しながら常時勤務する職員の初任給及び昇給の基準は、部内の職員との均衡を考慮して</u> 県教育委員会が定める。
2 <u>前項の規定による報酬は、日額とする。ただし、県教育委員会が必要と認める場合は、月額で支給することができる。</u>	
3 <u>前項に規定するもののほか、第1項の規定による給与及び費用弁償については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、県教育委員会</u> が知事と協議して定める。	

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

**第4条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(職員の派遣)	(職員の派遣)
<b>第2条</b> (略)	<b>第2条</b> (略)
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用に	(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付

なっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) (略)	採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) (略)
---	--

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

**第5条** 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(職員の派遣) <b>第2条</b> (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっ <u>て</u> いる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) (略) 3 (略)	(職員の派遣) <b>第2条</b> (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっ <u>て</u> いる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) (略) 3 (略)
(法第10条第1項に規定する条例で定める職員) <b>第11条</b> 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっ <u>て</u> いる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) (略)	(法第10条第1項に規定する条例で定める職員) <b>第11条</b> 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっ <u>て</u> いる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) (略)

(新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

**第6条** 新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(任命権者の報告) <b>第2条</b> 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及 <u>び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u> を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。 (1)～(11) (略)	(任命権者の報告) <b>第2条</b> 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。  (1)～(11) (略)

**附 則**

この条例は、令和2年4月1日から施行する。